

湯河原町告示第 47 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、湯河原町予算決算会計規則(昭和 43 年湯河原町規則第 12 号) 第 58 条の 3 第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 指定納付受託者及び収納代行業務受託者の商号及び本店の所在地  
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号 デジタルゲートビル 10 階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
地域福祉会館使用料
- 3 指定納付受託者が納付の対象とする方法
  - (1) クレジットカード決済  
MasterCard、VISA、JCB、Diners Club、  
AMERICAN EXPRESS
  - (2) 二次元コード決済  
Paypay
- 4 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日